

「天災は忘れたころにやって来る」のたとえ通り、災害はいつ・どこで起こるかわかりません。10年前に経験した阪神・淡路大震災のような災害は、公的な消防防災体制の機能の限界を示す災害でもありました。その限界を補完した一例が、自治会を母体にした自主的な防災活動であり、あの大災害時にも、地域住民の連携・協力による消火や救助といった事例も多くあり、倒壊した家屋などから救出された人の約8割が家族や地域住民の協力により救出されました。こうした自主的な防災活動を効果的に行うためには、地域の自主防災会のイベントや防災訓練に積極的に参加し、日ごろからの近所付き合いを通して災害時の対応に備えることが大切です。問合せは消防局消防課(0798・26・0119)へ。

～助けあいの心を大切に～



自分たちのまちは自分たちで守るつもり

防災活動の最小単位は家族です。みんなの役割分担などを日ごろから話しあっておき、いざというときの備えをしておきましょう。地震が起きたときの各自の役割

消火器、バケツなど消火の備えについて
家族がばらばらになつたときの連絡方法
災害時の帰宅手段・経路・方法(帰宅者困難

小さな防災会、それは...
家族です

消防器の使い方知っていますか?

に備えて) お年寄り、子ども、病人などの保護担当者避難する所はどこか 家具転倒防止策をどうするか



大震災の経験を風化させない

「十年一昔の言葉通り、時間が経過して危機意識の低下はありませんか?あの震災後の調査で、困ったもの: トイレ・生活用水 電話がつながらない 飲料水・粉ミルクの確保

役立ったもの: 懐中電灯 携帯ラジオ 隣近所の協力助けあい などがあり、これらを含めた様々な経験を地域の会合のなかで伝えていく必要があります。

地域ごとに団結 自主防災組織の活動とは?

災害のみならず、日常生活のなかで起こり得る様々な課題を解決するため、地域に根付いたコミュニティは欠くことができません。その地縁的な集合体である自主防災組織とは、住民がその地域ごとに団結して自発的に防災活動を行うための集まりです。具体的な活動として、

防災講習会や救急講習会を開く
避難経路の研究
消火器の使い方
学校の行事・避難訓練に参加して応急救護・放水



まだ結成されていない地域があれば、隣近所・自治会で話しあい、自主防災組織を作りましょう。

やってみよう

防災対応型防災訓練は、固定された場所で行う従来の防災訓練とは違って、住民が自宅や職場にいるときに地震などが「発生したと仮定し、「災」害に対して臨機応変に「対応」する防災訓練です。

火災を発見したら、自宅の消火器や水バケツを持って行き消火する倒れている人が人に出会ったらタオル・ハンカチなどで手当てする倒壊家屋に人が閉じ込められていたら、バールなどを使って救出する

など、自分たちで考えながら積極的に災害に対応する訓練で、防災行動力を高めることを目的としています。皆さんの自主防災組織でも試みてください。

消防局では、自主防災組織の育成や訓練方法について、協力やアドバイスを行っていますので、最寄りの消防署へ相談してください。

消防局・消防署	電話番号一覧
西宮消防局(池田町)	☎0798・26・0119
西宮消防署(津門大塚町)	☎0798・23・0119
西宮消防署北夙川分署(松風町)	☎0798・74・0119
西宮消防署西宮浜出張所(西宮浜3丁目)	☎0798・22・0119
鳴尾消防署(古川町)	☎0798・49・0119
瓦木消防署(高木東町)	☎0798・63・0119
瓦木消防署甲東分署(上甲東園2丁目)	☎0798・54・0119
北消防署(名塩新町)	☎0797・61・0119
北消防署山口分署(山口町下山口4丁目)	☎078・904・0119



迷惑にならない
場所と時間と後始末

マナーを守って楽しい花火を



夏の思い出になる、楽しい花火

花火はきれいで楽しいものです。しかし、マナーを守らないと思わぬ事故につながります。花火を安全に楽しむために、注意事項をよく読むとともに次の事項を守りましょう。

水の入ったバケツを用意しましょう

花火を人や家に向けたり、燃えやすいものがある場所で遊ばないようにしましょう

衣服に火がつかないように注意しましょう

風の強いときは、やめましょう

必ず大人と一緒に遊びましょう

たくさんのお花火に一度に火をつけないようにしましょう

正しい位置に点火しましょう

筒もの花火は途中で火が消えてものぞいてはいけません

花火をほくして遊ぶことは危険です。絶対にやめましょう

人の迷惑にならない場所や時間を選びましょう

遊び終わった花火は水バケツで完全に消してから持ち帰りましょう

【問合せ先】消防局消防課(0798・327313)または各消防署

市は、平成12年7月1日から「快適な市民生活の確保に関する条例」により午後10時から翌日の午前6時までの間、海岸や公園など公共の場所で大音量の音の出る花火、打ち上げ花火、回転したり飛んだりする花火をすること(線香花火などを除く)を禁止していますのでご協力をお願いします。

【問合せ先】環境都市推進グループ(0798・335・3818)